



高齢者肺炎球菌予防接種について

<肺炎球菌とは>

肺炎球菌感染症とは、肺炎球菌という細菌によって引き起こされる病気です。この菌は、主に気道の分泌物に含まれ、咳やくしゃみなどを通じて飛沫感染します。日本人の約5～10%の高齢者では鼻や喉の奥に菌が常在しているとされます。これらの菌が増殖し、下気道や血流中へ侵入することで、気管支炎、肺炎、敗血症などの重い合併症を起こすことがあります。肺炎球菌ワクチンとは、肺炎球菌によって引き起こされるいろいろな病気（感染症）を予防するためのワクチンです。

1 使用されるワクチン：沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチン

高齢者に対する肺炎球菌ワクチンは、沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチン（以下、PCV20 という）を用いて、1 回筋肉内に接種します。肺炎球菌には、100 種類以上の血清型があり、定期接種で使用される PCV20 は、そのうち 20 種類の血清型を対象としたワクチンです。この 20 種類の血清型は、成人侵襲性肺炎球菌感染症（※）の原因の約 5～6 割を占めるという研究結果があり、血清型に依らない侵襲性肺炎球菌感染症全体の 3～4 割程度を予防する効果があるという研究結果があります。

※侵襲性感染症とは、本来は菌が存在しない血液、髄液、関節液などから菌が検出される感染症のことをいいます。

※令和 8 年度より、定期接種で用いるワクチンが 23 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン（PPSV23）から、PCV20 に変更になりました。

2 副反応

このワクチンの接種後に、副反応が生じることがあります。主な副反応には、接種部位の症状（痛み、赤み、腫れなど）、筋肉痛、だるさ、発熱、頭痛などがあります。詳しくは、裏面の厚生労働省ホームページよりご確認ください。

接種後に気になる症状や体調の変化があらわれたら、すぐ医師にご相談ください。

3 接種に当たっての注意事項

【接種が不適当な方（予防接種を受けることが適当でない方）】

次のいずれかに該当すると認められる場合には、接種を行ってはいけません。

- ① 明らかな発熱を呈している方（37.5℃以上の方）
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- ③ 本剤の成分又はジフテリアトキソイドによってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方
- ④ 上記に掲げる方のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある方

【接種要注意者（接種の判断を行うに際し、注意を要する方）】

健康状態が良好でない場合や以下の場合には、かかりつけ医等に相談の上、接種するか否かを決めてください。

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患を有する場合
- ② 予防接種で接種後 2 日以内に発熱がみられた場合及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を起こしたことがある場合
- ③ 接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを起こすおそれがある場合
- ④ 過去にけいれんの症状を起こしたことがある場合
- ⑤ 過去に免疫不全の診断がされている場合及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる場合
- ⑥ 血小板減少症、凝固障害のある場合又は抗凝固療法を施行している場合

〈裏面もご覧ください〉

【その他の注意事項（接種歴や他のワクチンとの関係など）】

高齢者肺炎球菌ワクチンと他のワクチンとの同時接種は、医師が特に必要と認めた場合に行うことができます。

4 接種後の注意

- ① 接種当日は激しい運動は避けてください。（接種当日の入浴は差し支えありません。ただし注射したところをこすらないでください。）
- ② 接種後に発熱したり、接種した部位が腫れたり、赤くなったりすることがあります。なお、一般に接種部位の腫れ・赤みは通常3～4日で消えるとされています。
- ③ 接種後は自らの健康管理に注意し、もし、高熱や体調の変化、その他局所の異常反応に気づいた場合は、直ちに医師の診察を受けてください。

5 長期療養疾病による接種機会を逸した方について

長期にわたり療養を必要とする疾病で、厚生労働省令で定めるものにかかったことその他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより定期接種の期限内に予防接種を受けることができなかったと認められる方は、接種期限を延長できる制度があります。詳しくは、右記二次元コードからホームページをご覧ください。



詳細はこちら

6 予防接種による健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になり、生活に支障がでるような障がいを残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。

ワクチンについては、有効性・安全性を確認してから供給されますが、まれに重篤な副作用を引き起こすことがあります。リスクを完全には排除できないということをご理解いただいた上で接種を受けていただくようお願いします。

※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師及び市健康推進課へご相談ください。

肺炎球菌ワクチンに関する
より詳しい情報はこちら



厚生労働省 HP

【お問い合わせ先】

三鷹市健康福祉部健康推進課（三鷹市総合保健センター）
予防接種係 電話 0422-24-8050

※このご案内に記載されている情報は令和8年3月時点の情報です。

（公財）予防接種リサーチセンター「B類疾病予防接種ガイドライン 2025 年度版」から転載（一部改変）